



当会が支援する交通遺児等とは・・・



突然の交通事故で、父や母、あるいはこれに代わる保護者が亡くなった、または後遺障害で身体障害者手帳1級から4級と診断されたご家庭のお子さんで、県内の学校に在籍するすべての児童、生徒、学生が対象です。

また、加害者・被害者関係なく支援し、人数制限もありません。

下記の資格が大まかな基準となります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

● 給付認定資格

1. 保護者の年間所得金額が400万円未満であること。
2. 保護者が再婚されていないこと。
3. 生活保護の教育扶助等を受けていないこと。
4. 留年・休学等をしていないこと。
5. その他上記以外の規定による事項。

★ 詳細については、事務局へお問い合わせ下さい。

奨学 育成金

対象者	支給額(年間)
小学生	48,000円
中学生	54,000円
高校生	96,000円
専門学生	120,000円
大学生	240,000円

奨励金

対象者	支給額(年間)
小学校入学	15,000円
中学校入学	20,000円
中学校卒業	20,000円

■ 入学時及び卒業時には奨励金が贈られます。

見舞金

対象者	支給額(年間)
小学生	30,000円
中学生	30,000円
高校生	30,000円

■ 年度内に交通遺児となった児童・生徒へお見舞金が贈られます。

認定されると、下記のような支援が受けられます。

☆ その他、リーダー育成金として県青少年育成県民会議が主催する交流体験事業への派遣費用も当会が負担します。

当会における奨学金等については、返済の義務はありません！！

教えて！

Q&A

Q1. 初めて給付申請を希望するのですが、申請にはどのような書類が必要ですか？

A1. 当会から送付する申請書、戸籍謄本、所得証明書、学校の在学証明書、交通事故証明書、死亡診断書、振込先の銀行口座番号が必要です。
詳しくはHPまたは事務局までお問い合わせ下さい。

Q2. 給付までの流れを教えてください。

A2. 毎年度初めに県内の全学校に対し、“交通遺児在籍調査”を依頼し、申請希望者を募ります。9月開催の選考委員会で給付認定の可否が決定され、その後、保護者指定の口座へ一括給付されます。
対象の方は、学校または当会までご連絡下さい。

Q3. 一度認定されると、継続して給付を受けることができますか？

A3. はい、できます。ただしその場合は、毎年度、書類の提出が条件となります。

Q4. 未就学児がいる場合は、事前に報告が必要ですか？

A4. はい。申請に繋がる情報は何でもご報告、ご相談下さい。

Q5. きょうだいが多いのですが、提出書類はそれぞれ原本が必要ですか？

A5. 重複する書類は、年長の申請人に原本を添付し、下のきょうだいは写しを添えて提出して下さい。